

お申込みの際には必ずこの『ご旅行条件書』をお読みください。●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2020.07

1.募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社 阪急交通社【観光庁長官登録旅行業第1847号】(以下「当社」といいます)が、企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することとなります。
(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるとして手に取り、旅程管理することを引き受けます。
(3)旅行契約の内容、条件は、旅行パンフレット、ホームページ、本ご旅行条件書、ご出発までのご案内、ご案内などご注意、その他の案内書類(以下これらを総称して「パンフレットなど」といいます)、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

2.旅行のお申込みと契約の成立

- (1)当社は当社の受託営業所にて(以下「当社」といいます)パンフレットなどに記載した申込金(旅行代金の全額または一部)を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金、取消料または違約料のいずれ一部または全部として取り扱います。旅行代金は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。また、特定コースおよびポイント等を使用する場合には、別途パンフレットなどに定めるところによります。なお、当社業務の都合上、所定の書面・画面に必要事項をご記入いただく場合がございます。
(2)当社は、電話、郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点で成立してはならず、当社からご予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載される期日までに申込金(旅行代金の全額または一部)を受領した時に成立するものとします。この期間内に申込金(旅行代金の全額または一部)を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱う場合がございます。
(3)当社は、同一コースにおいて、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に關する一切の代理権を有しているものとみなします。
(4)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
(6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

3.お申込み条件

- (1)2名様以上でお申込みください。ただし、日帰り旅行・夜行バス利用コース及び一部のコースは除きます。
(2)旅行開始時点で、15歳未満の方は特定コース(小・中学生を対象とした語学研修ツアー等)に参加する場合を除き、保護者の同行が必要です。なお、国の法令や施設等の規則により、未成年者の参加をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(3)特別の条件を定めた旅行については、性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に適合しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
(4)心身に障がいのある方(耳の不自由な方、目の不自由な方、歩行の不自由な方、補助犬をお連れの方など)、現在健康を損なわれている方(血圧異常、心臓病、慢性疾患、食物アレルギー、動物アレルギーなど)、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、その他特別な配慮が必要とされる方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能な合理的な範囲内でこれに応じます。お客様の状況及び旅行中に必要とされる措置については、あらかじめ当社よりお問い合わせいただけます。(旅行契約の成立後)にこれらの状態になりした場合も直にお申し出ください。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。当社は現地事情や利用機関などの状況を踏まえて旅行が安全かつ円滑に実施するために、介助される方又は同伴される方の同行、公的機関や利用機関の求めによる医師の診断書や所定の書類の提出、コースの一部について内容を変更することなどを条件とさせていただきます。また、お客様から申し出たご不快な措置について手配ができない場合は、旅行契約のお申込みをお断りする、あるいは旅行契約を解除させていただきます場合があります。
(5)お客様が旅行中に疾病、傷病その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
(6)お客様の都合により別行動はできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。また、お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、事前にその旨および復帰の有無について必ず当社、添乗員もしくは現地係員にご連絡いただきます。
(7)お客様がホテル、観光地等において指定された集合場所、集合時間に無連絡で集合せず、捜索する事態が生じた場合、当社は安全確保の観点から、ご同行者の有無にかかわらず、捜索活動の為各関係機関に必要な措置をとる場合があります。その場合、捜索にかかる経費はお客様負担となります。
(8)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。
(9)お客様が下記①～③の何れかに該当した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
(10)キャンセル待ちの取扱いについての特約
当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合に、お客様の希望により、お客様と特約を結んで当社からお客様と旅行契約を締結することができるといった状態で旅行契約を成立させる取扱い(以下、「キャンセル待ちの取扱い」といいます)をすることがあります。
①お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間について、確認したうえで申込金相当額を申し受けます。この時点で旅行契約が成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。なお、当社業務の都合上、所定の書面・画面に必要事項をご記入いただく場合がございます。
②当社は、①の申込金相当額を預り金として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
③旅行契約は、当社が②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社からお客様に発した時(ただし、この通知がEメール等の電子承諾通知の方法によって行われた場合は、お客様に到達した時に)成立するものとします。
④当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金全額をお客様に払い戻します。
⑤当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社から取消料をいただくことはありません。

(11)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4.旅行契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、お客様からの旅行お申し込み後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。既にお申し込み時点でこれをお渡ししている場合はこの限りではありません。契約書面は、本ご旅行条件書1項(3)に記載の「パンフレットなど」により構成されます。当社が旅行契約により手配し旅程管理する義務を負う旅行サービスの範囲はパンフレットなどに記載するところによります。
(2)本項(1)のパンフレットなどをお渡し後、当社は確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。(当社は旅行開始日の5日前項日にお渡しできるよう努力いたします)ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の場合には、旅行開始当日にお渡しすることがあります。また、日帰り、1泊コースの一部では本項(1)のパンフレットなどに最終旅行日程表が併記されている場合があります。なお、最終旅行日程表のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社が手配状況についてご説明いたします。

5.旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。それ以降のお申込みの場合は、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6.旅行代金の適用

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方は、おとな旅行代金、満6歳以上12歳未満の方は、子供旅行代金となります。また、航空機利用コースの満3歳以上6歳未満の方は、幼児旅行代金となります。いずれも旅行開始日当日を基準とします。

- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してあります。出発日とご利用人数でご確認ください。

7.お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットなどに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金」として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は、第13項(1)の①「取消料」、第14項(1)の①「違約料」および第23項(1)の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

8.旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(等級の選択できるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットなどに明示してあります)
(2)旅行日程に記載した宿泊料金および税・サービス料金
(3)旅行日程に記載した食料料金および税・サービス料金
(4)旅行日程に記載した観光料金
(5)添乗員付コースの場合は、添乗員が同行するために必要な諸費用
●上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

9.旅行代金に含まれないもの

- 前第8項に記載したものの以外は、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
(1)超過手荷物料金(各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの)
(2)クリーニング料金、電報・電話料、追加飲食等個人的性質の諸費用およびこれに係わる税・サービス料金
(3)ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
(4)ご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
(5)空港旅客施設使用料
(6)傷害・疾病に関する医療費等
(7)国内旅行傷害保険料(任意保険)
(8)施設等が運行する送迎サービスにかかる費用
(9)特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用

10.旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容をその他の旅行契約の内容に変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

11.旅行代金の変更

当社は旅行締結後は、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
(2)前第1項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(3)前第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対しての取消料、違約料その他既に支払い、又これから支払うべき費用を含む。)が減少または増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更(オーバーブッキング)の変更を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金と異なる旨をパンフレットなどに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレットなどに記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12.お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。なお、当社業務の都合上、所定の書面・画面に必要事項をご記入いただく場合がございます。
(2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があつたときに効力が生ずるものと、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を継承するものとします。
(3)当社は、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様は次項により旅行契約を解除し、契約上の地位を譲受されようとしたお客様は、本条件書の定めるところにより、当社と新たに旅行契約を締結していただきます。
(4)国内旅行傷害保険は、別途、保険契約が必要です。

13.旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前の解除の場合
①お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表という「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認したときを基準とします。

Table with 3 columns: 旅行契約の解除期日, 取消料, 旅行開始日の前日

注：「旅行開始後」とは、特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。
【旅行開始後】の一例
※添乗員、当社社員、受付要員が受付を行う場合はその受付完了時。
※当社が受付を行わず、お客様が航空券をお持ちの場合は、お客様のみが入場できる飛行場内における手荷物の検査等の完了時。

■宿泊プラン等宿泊サービスのみを内容とするコース

Table with 3 columns: 旅行契約の解除期日, 取消料, 旅行開始日の前日

※なお、15名以上でお申し込みした場合は宿泊日にかかわらず特定日の取消料を適用します。

- *貸切船舶の利用またはLCを含む航空会社の個人向け正規割引運賃、および個人旅行包括運賃を利用する旅行契約の場合は、別途お渡しする取消料規定(パンフレットなどに明記する場合を含みます)によります。
②お客様は、次に掲げる場合において、第13項(1)の①の規定に係らず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
a)契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が、第23項の別表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限り。
b)第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
c)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d)当社がお客様に対して、第4項に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。
e)当社の責に帰すべき事由によりパンフレットなどに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
③当社は、本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。
④お客様が任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または、途中離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

